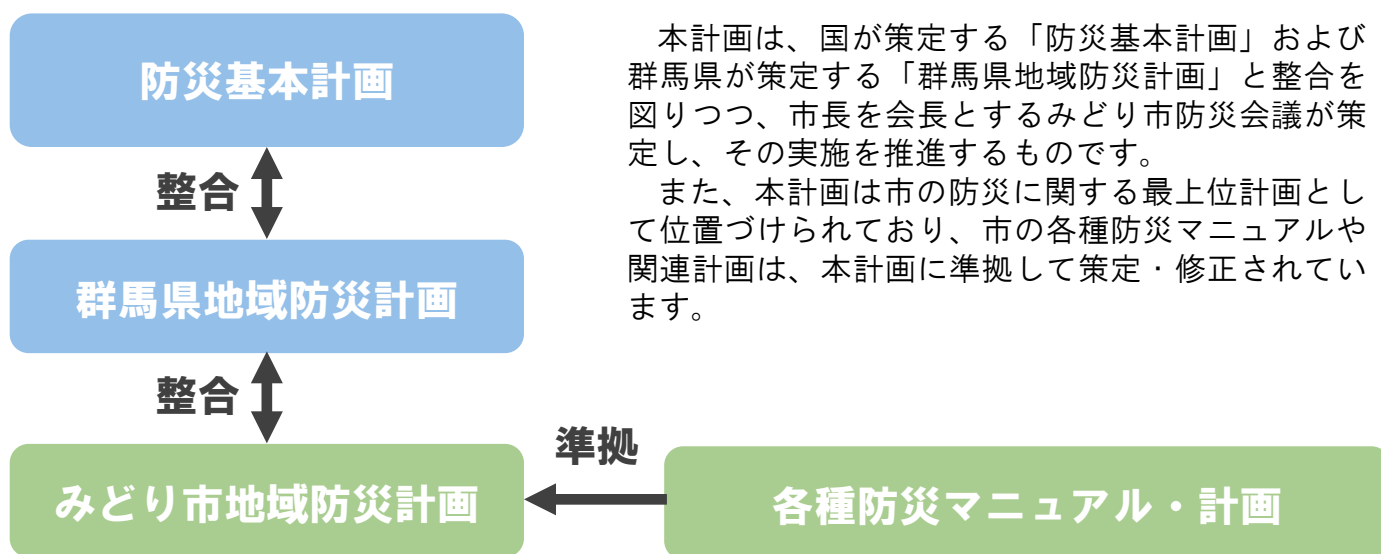


みどり市地域防災計画 概要版

計画の目的・位置付け

みどり市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害への予防対策、災害時の応急対応、災害後の復旧・復興に関する事項を定め、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とするものです。

本計画では、市や防災関係機関といった行政機関に加え、住民や自主防災組織、事業所など、市に関わるあらゆる主体が、上記目的を達成するために取り組むべきこと、役割などを定めています。



※ 災害対策基本法（参考）

（市町村防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～7 略

計画の構成

本計画は、災害の種類ごとに以下の構成で作成しています。この構成は、国の防災基本計画や群馬県地域防災計画などの上位計画、さらには周辺自治体の計画との整合性を確保した体系となっています。

総則編

■ 過去の災害 ■ 被害想定 等

各災害対策

風水害・雪害対策編

■ 災害予防

震災対策編

■ 災害応急対策

原子力災害対策編

■ 災害復旧・復興

火災対策対策編

■ 林野火災対策

資料編

■ 避難所一覧 ■ 備蓄物資一覧 等

市の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、関係機関と相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施します。

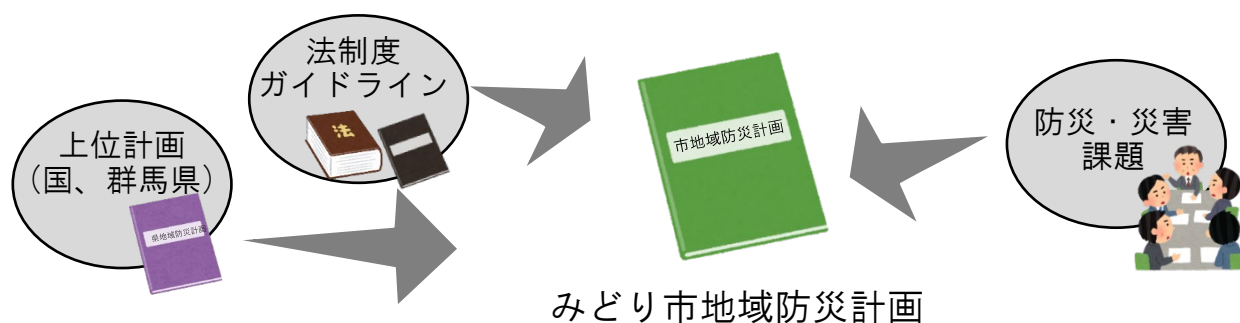
- 1 防災会議に係る事務に関する事。
- 2 みどり市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- 3 防災施設の整備に関する事。
- 4 防災に係る教育、訓練に関する事。
- 5 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- 6 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- 7 生活必需品、食料等の備蓄に関する事。
- 8 給水体制の整備に関する事。
- 9 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- 10 災害危険箇所の把握に関する事。
- 11 各種災害予防事業の推進に関する事。
- 12 防災知識の普及に関する事。
- 13 水防、消防等応急対策に関する事。
- 14 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- 15 避難指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- 16 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- 17 災害広報に関する事。
- 18 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- 19 復旧資機材の確保に関する事。
- 20 災害対策要員の確保・動員に関する事。
- 21 災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- 22 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- 23 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等に関する事。
- 24 被災者生活再建支援制度に係る事務に関する事。
- 25 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。
- 26 義援金品の受領、配分に関する事。

令和7年度 修正の概要

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の被害想定から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。また、感染症の流行時には、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、近年の災害を契機に改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン（詳細は巻末参照）、また、上位計画である国の「防災基本計画」や「群馬県地域防災計画」等との整合を図りつつ、みどり市地域防災計画の実効性向上に向けて、その修正に関する検討を進めてきました。

主な修正のポイントは以下のとおりです。



ポイント1

法制度や上位計画等との整合

国：防災基本計画（令和7年度修正）

群馬県地域防災計画（令和6年度修正）

- ・ 令和元年東日本台風に係る検証
- ・ 関係法令の改正、最近の施策 など

▼主な修正

- 1-1. 災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定をふまえた防災体制の強化
- 1-2. 水防法等の改正をふまえた避難体制の強化
- 1-3. 過去の災害対応の教訓をふまえた防災体制の強化
- 1-4. その他の改訂

ポイント2

本市独自の防災対策事項の明記

本市が独自で進めている防災対策事項を本計画に記載しました。

- ・ 災害派遣トイレネットワークプロジェクト
- ・ 西鹿田グリーンパーク及び笠懸西小学校の整備
- ・ 湯〜トピアみどモスパの活用
- ・ 複合災害への備え 等

法制度や上位計画等との整合

1-1. 災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改訂をふまえた防災体制の強化

- 災害対策基本法の改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

【これまでの警戒レベルと避難情報】

警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示(緊急)
	避難勧告
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始

【令和3年梅雨期からの警戒レベルと避難情報】

警戒レベル5	緊急安全確保
〜〜 警戒レベル4までに必ず避難！ 〜	
警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第2節 災害危険区域の災害予防」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第2節 防災思想の普及」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第1章「第3節 避難誘導」風雪-xx

- 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化

- ・本市において個別避難計画は作成済みですが、災害時において効果的に活用できるよう、作成と管理について明文化しました。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第4章「第1節 要配慮者対策」風雪-xx



- 災害が発生するおそれがある段階での広域避難に係る自治体間の協議

- ・協定に基づかない広域避難の実施において、災害発生後のみならず災害発生のおそれがある段階においても自治体間での協議が可能となっています。その協議・手続きについて明文化しました。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第1章「第4節 広域避難」風雪-xx



1-2. 水防法等の改正をふまえた避難体制の強化

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の推進

- ・要配慮者利用施設（福祉施設・病院等）が作成する避難確保計画や、実施した避難訓練について、市は必要な助言を行います。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第16節 防災訓練の実施」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第3節 住民の防災活動の環境整備」風雪-xx



1-3. 過去の災害対応の教訓を踏まえた防災体制の強化

●外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備

- ・「受援計画」の作成について明文化しました。市では今後受援計画を作成して、災害時の円滑な支援受け入れに向けた体制を構築します。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第7節 防災関係機関の連携体制の整備」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第3章「第6節 広域応援の要請等」風雪-xxx

●適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

- ・災害が発生した際は公助の対応だけでは不足することが想定され、自助・共助が非常に重要です。市では、今後も広報や出前講座を通じて住民や地域の防災力向上を図っていきます。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第1節 避難誘導體制の整備」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第2節 防災思想の普及」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第1章「第3節 避難誘導」風雪-xx



1-4. その他の改定

●新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、避難所において感染症が蔓延しないよう、避難所のレイアウトや必要に応じた隔離などの方策が必要となります。市では避難所運営において必要な措置を実施し、衛生状態の確保に努めます。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第7章
「第1節 指定緊急避難場所の解放及び指定避難所の開設・運営」風雪-xxx



●災害救助法の改正による、おそれ段階での法適用（避難所の供与の実施）

- ・災害発生のおそれがある段階で避難所を設置した際に災害救助法の適用を受けることができるようになっており、それを明文化しました。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第15章「第5節 災害救助法の適用」風雪-xxx

●女性の視点を踏まえた防災対策の推進

- ・男女共同参画に基づき、避難所生活や備蓄品等の防災全般に対して女性の視点を取り入れます。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第8節 防災中枢機能等の確保」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第2節 防災思想の普及」風雪-xx

●災害ケースマネジメント（被災者の状況に応じた支援）の実施

- ・災害からの復旧・復興に際し、被災者一人ひとりの状況を把握し、個別の課題に応じた支援をするよう体制の整備を進めます。



⇒関連：風水害・雪害対策編－第3部「第4節 被災者等の生活再建の支援」風雪-xxx

本市独自の防災対策事項の明記

●災害派遣トイレネットワークプロジェクト

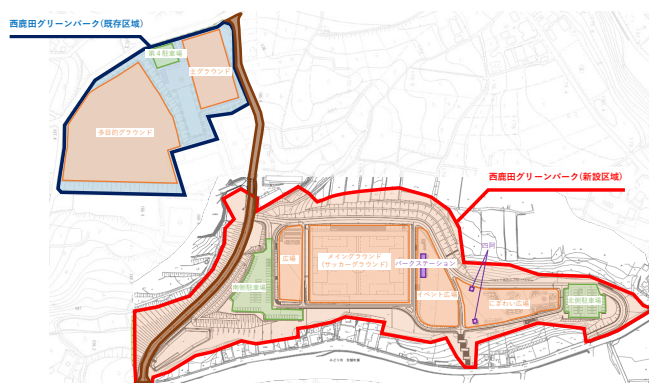
- ・災害発生時のトイレ対策として、既設・仮設の使用可能なトイレを利用する他、トイレネットワークを活用したトイレカーを最大限活用し、避難者に提供します。また、市民に対しては日頃からの非常用トイレの備蓄を促します。



⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第9章「第1節 保健衛生活動」風雪-xxx

●西鹿田グリーンパーク及び笠懸西小学校の整備

- ・災害発生時の指定緊急避難場所として、市民の身の安全を確保する避難場所に位置付けます。



⇒風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第7節 防災関係機関の連携体制の整備」風雪-xx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第3章「第2節 防災思想の普及」風雪-xx

●「湯〜とぴあみどモスパ」の活用

- ・温浴施設を災害時に開放し、被災者の健康維持に活用します。



⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第7章
「第1節 指定緊急避難場所の解放及び指定避難所の開設・運営」風雪-xxx

⇒関連：風水害・雪害対策編－第2部－第9章「第1節 保健衛生活動」風雪-xxx

●複合災害への備え

- ・本市の地形を鑑み、北部山地では大雨によって地盤が緩んでいるときに地震が発生した場合、複合的な災害に見舞われることが懸念されるため、複数の災害にも耐えうる人員・資機材等について確保することとします。

⇒関連：風水害・雪害対策編－第1部－第2章「第15節 複合災害対策」風雪-xx

(参考) 近年の防災に関わる動向

	主な災害
	主な法改正
	主な手引き・ガイドライン等

平成27年関東・東北豪雨 鬼怒川をはじめとする直轄河川が氾濫、住民の逃げ遅れ等の課題

(H27.11)水防法改正 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成

(H28.4)水害ハザードマップ作成の手引き公表 より住民避難に直結するハザードマップの必要性

平成28年 熊本地震

- ・人的・物的支援の円滑な受入れ体制等の課題
- ・在宅避難者や車中泊避難者の把握、支援に関する課題
- ・膨大な災害廃棄物の処理に係る課題

(H29.3)災害時受援体制に関するガイドライン公表 円滑な応援・受援のために取るべき体制や、あらかじめ知っておくべき基礎知識、平時から取り組むべきことについて提示

(R2.4)市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き 応援職員等の受入れを中心とした人的応援に関する受援計画の策定について、その検討の手がかりや参考となる事項等を整理

(H31.4)災害救助法の改正 救助実施市の長による救助の実施、都道府県知事による連絡調整

平成28年 台風第10号

岩手県のと配慮者利用施設が被災、施設管理者の対応の課題

(H29.6)水防法改正
(H29.6)土砂災害防止法改正 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・訓練の義務化

平成29年九州北部豪雨

- ・洪水予報河川・水位周知河川以外の河川において避難判断基準が未設定
- ・山間部における集落の孤立化、停電・通信手段の途絶

(H30.3)災害廃棄物対策指針の改訂 災害に備えて策定する災害廃棄物の処理に係る計画の策定指針の提示(←H27.7災害対策基本法の改正に基づく改訂)

平成30年北海道胆振東部地震

ブラックアウト(大規模停電)の発生

平成30年西日本豪雨

既往最大降雨の多発、平成において既往最大の人的被害発生

(H30.12)中央防災会議WGとりまとめ ・住民主体の防災への転換
・住民避難を支援する防災情報(警戒レベルの運用)

(H31.3)避難勧告等に関するガイドライン改正 住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記

令和元年房総半島台風

長期停電・通信障害の課題

令和元年東日本台風

関東・東北の広範囲にわたって氾濫・土砂災害による被害発生

(R2.12)中央防災会議WGとりまとめ ・警戒レベルと避難情報の新運用 ・広域避難体制の整備
・高齢者避難のあり方(個別計画、福祉避難所、地区防災計画等)

災害対策基本法改正(R3.5) ・避難勧告・指示の一本化
・個別避難計画の作成
・おそれ段階での国の災害対策本部の設置

(R5.9)災害対策基本法施行令改正 災害発生前の段階における緊急通行車両の確認

令和6年能登半島地震

長期間の孤立やライフラインの早期復旧に課題

(令和6年12月) みどり市地域防災計画の部分改定

災害対策基本法等改正(R7.2) ・国による地方公共団体に対する支援体制の強化
・被災者に対する福祉的支援等の充実 ・広域避難の円滑化
・「被災者援護協力団体」の登録制度創設 ・防災DX・備蓄の推進

(令和8年3月) みどり市地域防災計画の全面改定